

一般貨物からの1,000点超の大量事案が8件（去年の2.7倍）と増加 （平成30年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況）

名古屋税関は、平成30年の管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止点数は42,000点超に増加

- 輸入差止件数は、国際物流の変化により郵便物からの差止めが減少したため、前年比32.0%減の2,184件になりました。
- 輸入差止点数は、一般貨物から1件1,000点超の大量事案を8件差止めたため、前年比1.2%増の42,217点になりました。

2. 中国来貨物の輸入差止件数が7割超

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が71.6%（1,564件）を占めました。また輸入差止点数も、中国が63.1%（26,628点）を占めました。
- フィリピン、韓国等東アジア来貨物からの差止件数、点数も増加しました。

3. 意匠権、著作権侵害物品の輸入差止件数が倍増、著作権の点数が大幅に増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数、点数ともに最多です。また意匠権と著作権侵害物品の件数が倍増し、著作権侵害物品の点数が大幅に増加しました。

4. 「運動用具」の輸入差止件数が大幅に増加 「家庭用雑貨」、「布製品」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止件数では、ゴルフクラブやゴルフクラブカバーなどの「運動用具」が前年比3.9倍と増加しました。
- 品目別の輸入差止点数では、魔法瓶、水筒などの「家庭用雑貨」が前年比13.2倍、ワッペンなどの「布製品」が前年比15.0倍と大幅に増加しました。

【問い合わせ先】

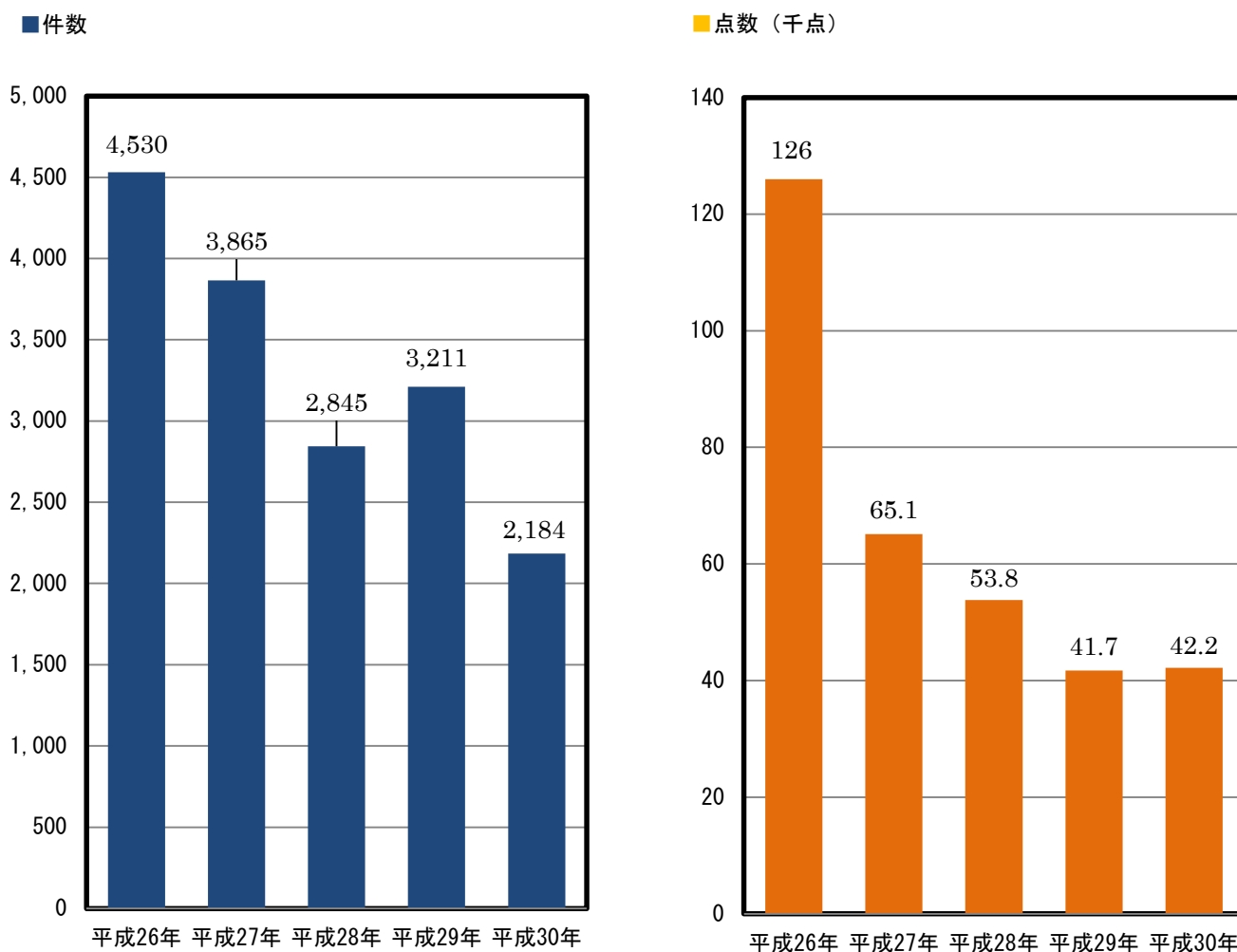
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

平成 30 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- 輸入差止件数は、2,184 件で、前年比 32.0%の減少となったものの、6 年連続 2,000 件を超えました。また輸入差止点数は、42,217 点で、前年比 1.2%の増加となりました。
- 輸入差止件数は、ゴルフクラブ、ゴルフクラブカバーなどの「運動用具」が大幅に増加しました。また輸入差止点数は、前年に多かった首掛けライトなどの「電気製品」が大幅に減少しましたが、魔法瓶、水筒などの「家庭用雑貨」やワッペンなどの「布製品」が大幅に増加しました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

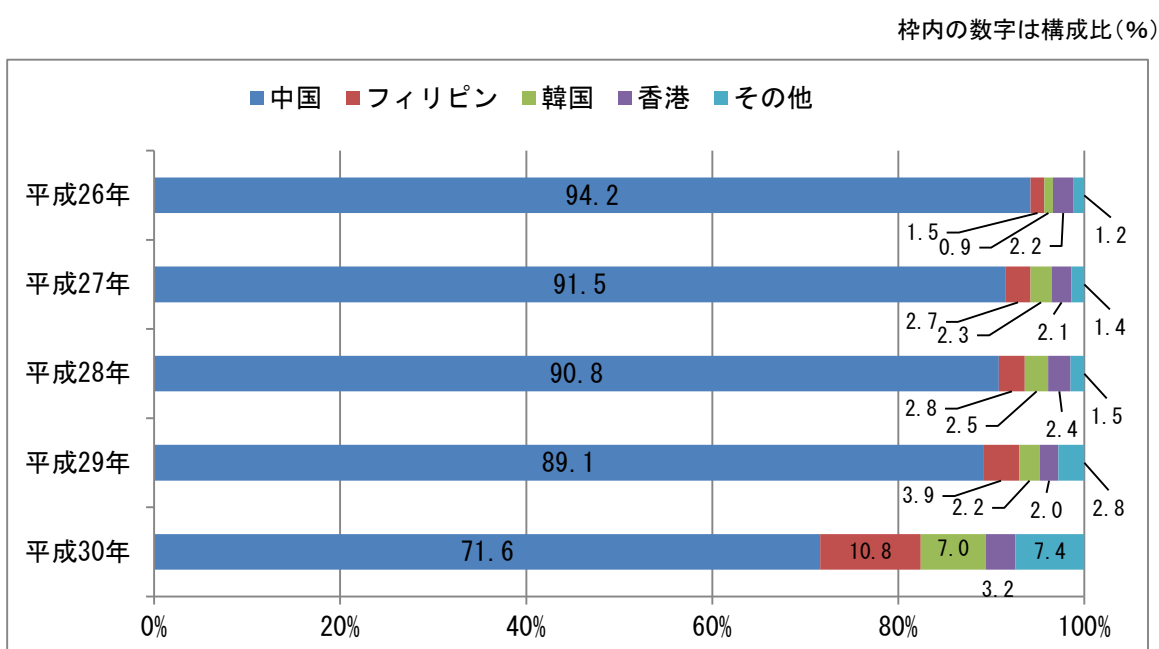
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



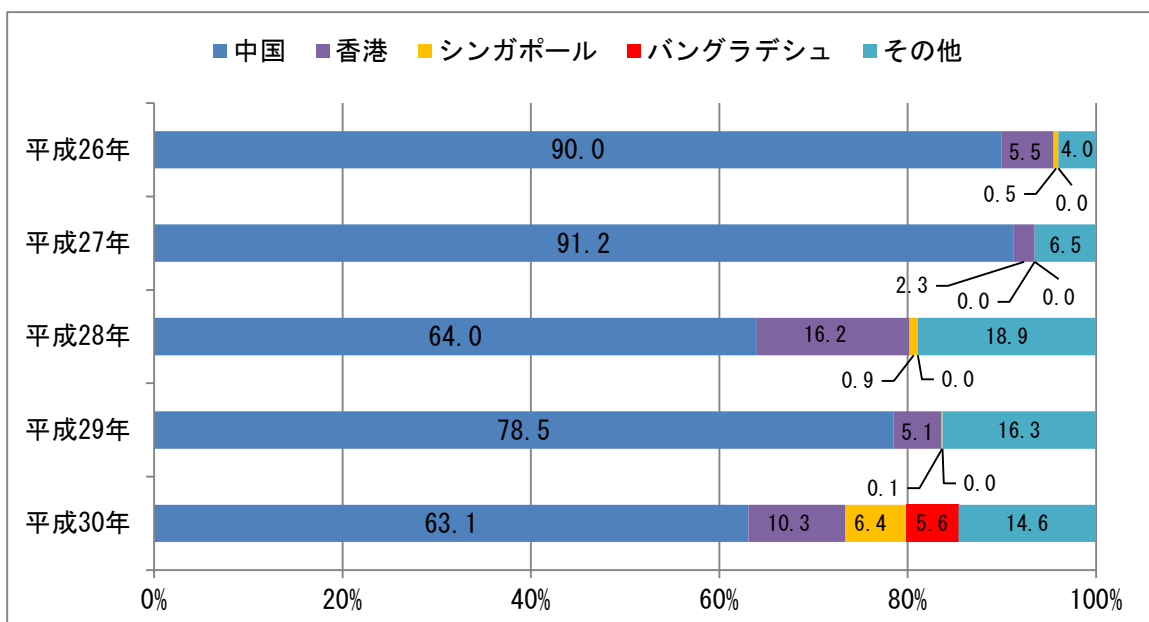
○仕出国（地域）別輸入差止実績

- ▶ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが1,564件（構成比71.6%、前年比45.4%減）と前年の実績（2,862件）より大幅に減少しました。次いでフィリピンが236件（同10.8%、同88.8%増）、韓国が152件（同7.0%、同2.1倍）でした。
- ▶ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが26,628点（構成比63.1%、前年比18.7%減）と前年の実績（32,739点）から減少しました。次いで香港が4,339点（同10.3%、同2.0倍）、シンガポールが2,705点（同6.4%、67.6倍）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



仕出国（地域）別輸入差止点数構成比の推移

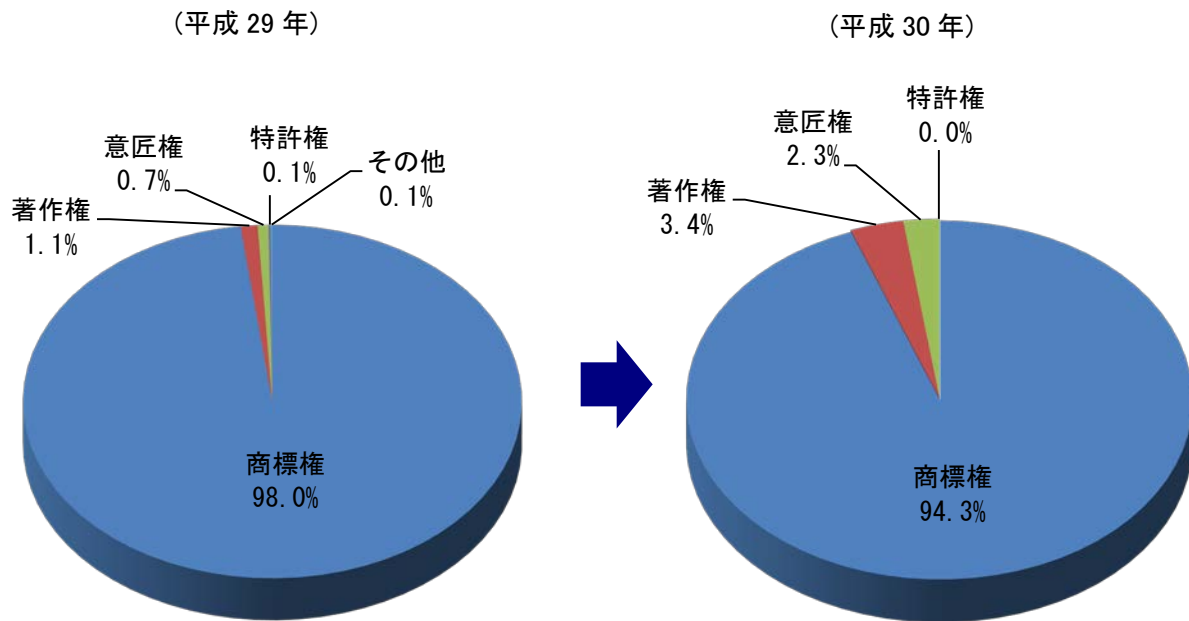


○知的財産別輸入差止実績

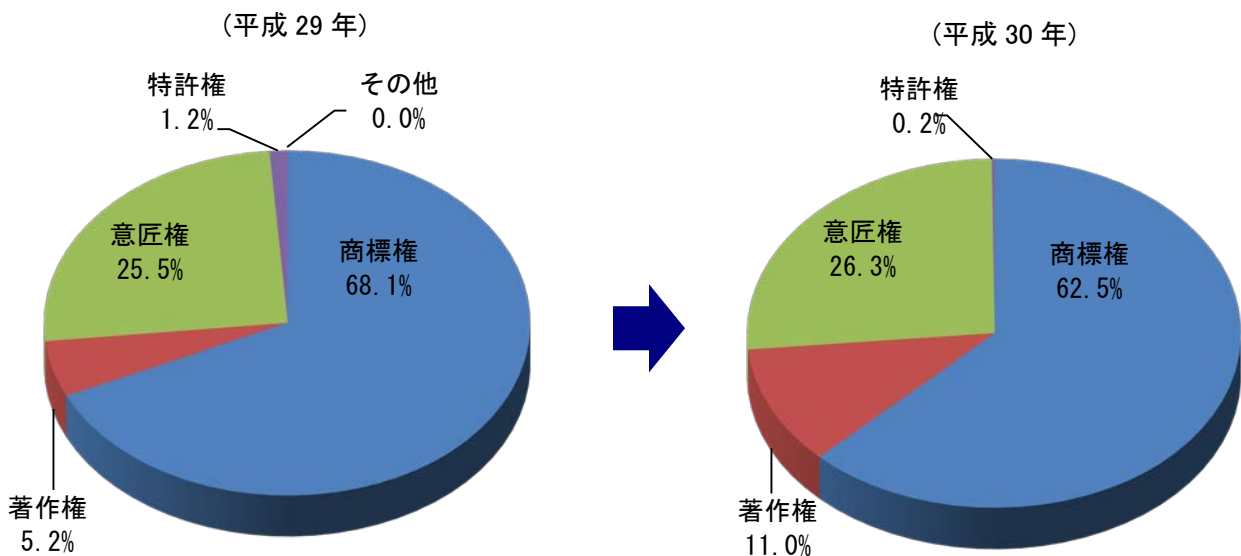
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 2,101 件（構成比 94.3%、前年比 33.6%減）で大半を占めますが、意匠権と著作権侵害物品がそれぞれ倍増しました。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 26,383 点（構成比 62.5%、前年比 7.1%減）と大半を占めますが、著作権侵害物品が倍増しました。

各権利の保護対象は、14 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）



（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

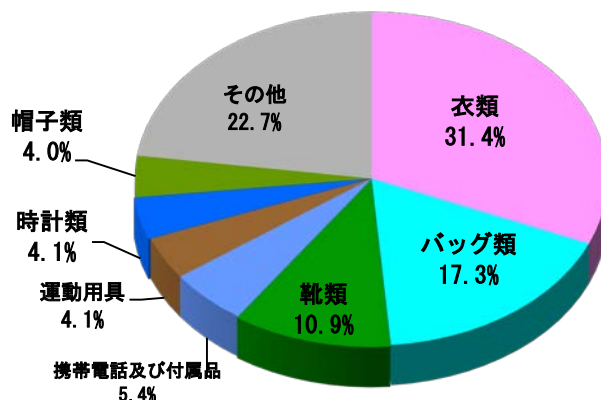
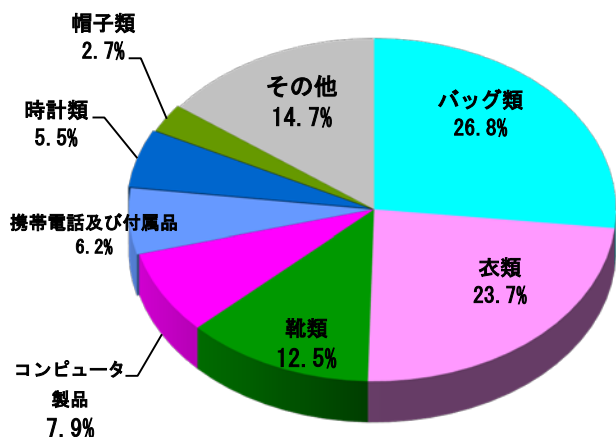
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が 833 件（構成比 31.4%、前年比 3.5%減）と最も多く、次いでバッグ類が 459 件（同 17.3%、同 53.0%減）、靴類が 288 件（同 10.9%、同 37.0%減）でした。
- 輸入差止点数は、衣類が 9,633 点（構成比 22.8%、前年比 2.9 倍）と最も多く、次いで家庭用雑貨が 5,685 点（同 13.5%、同 13.2 倍）、電気製品が 4,357 点（同 10.3%、同 58.5%減）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、運動用具（件数で前年比 3.9 倍、点数で前年比 97.3%増）、布製品（同 63.4%増、同 15.0 倍）等でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（平成 29 年）

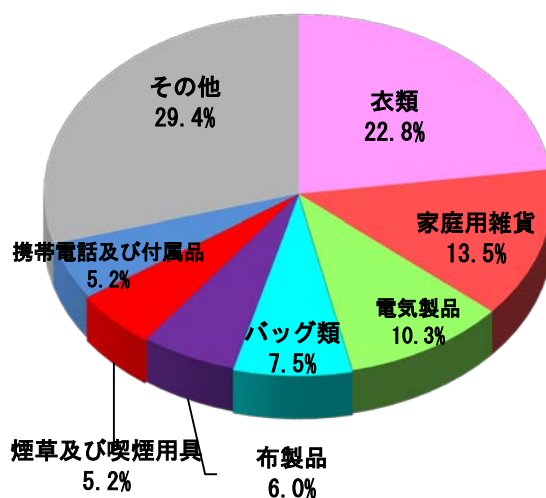
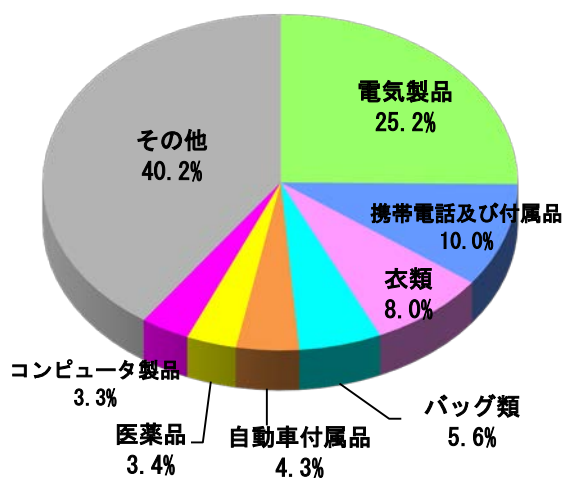
（平成 30 年）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（平成 29 年）

（平成 30 年）

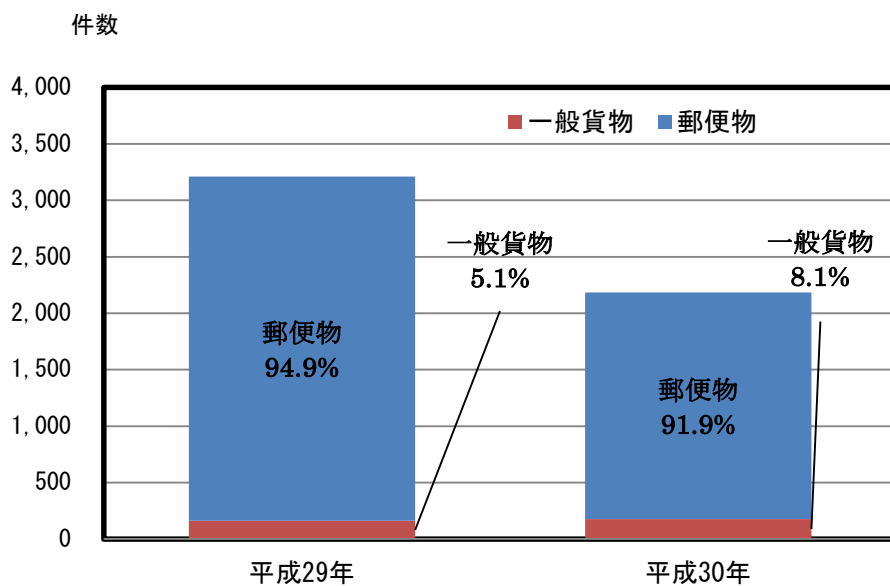


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

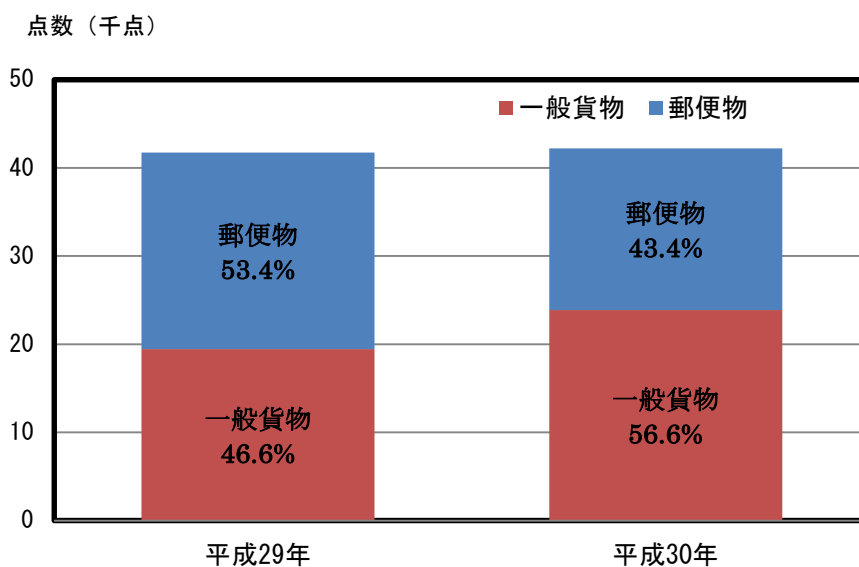
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が2,007件（構成比91.9%、前年比34.2%減）で大半を占めており、一般貨物は177件（同8.1%、同8.6%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が18,342点（構成比43.4%、前年比17.7%減）、一般貨物が23,875点（同56.6%、同22.9%増）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）



健康や安全を脅かす危険性のある物品

これらの侵害物品の使用は消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

飲料容器（意匠権）



大量差止

電子タバコ用バッテリー（意匠権）



大量差止

ブレーキシュー（商標権）



顔面筋鍛錬具（意匠権）



平成 30 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	前年比	構成比
中国	4,269	3,537	2,583	2,862	1,564	54.6%	71.6%
フィリピン	66	103	79	125	236	188.8%	10.8%
韓国	42	90	70	70	152	217.1%	7.0%
香港	99	83	69	64	70	109.4%	3.2%
ベトナム	4	2	3	12	54	450.0%	2.5%
インドネシア	6	7	4	9	24	266.7%	1.1%
タイ	9	12	14	14	21	150.0%	1.0%
台湾	1	1	4	10	13	130.0%	0.6%
英国	0	1	3	9	10	111.1%	0.5%
シンガポール	17	5	3	3	9	300.0%	0.4%
上記以外の国	17	24	13	33	31	93.9%	1.4%
合計	4,530	3,865	2,845	3,211	2,184	68.0%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	前年比	構成比
中国	113,454	59,415	34,417	32,739	26,628	81.3%	63.1%
香港	6,969	1,494	8,723	2,147	4,339	202.1%	10.3%
シンガポール	571	9	506	40	2,705	6762.5%	6.4%
バングラデシュ	0	0	0	0	2,356	全増	5.6%
フィリピン	1,531	1,303	964	1,104	2,162	195.8%	5.1%
韓国	878	1,764	7,133	765	1,457	190.5%	3.5%
タイ	173	262	1,517	212	1,422	670.8%	3.4%
ベトナム	31	42	34	131	480	366.4%	1.1%
台湾	1	3	342	39	284	728.2%	0.7%
インドネシア	66	161	69	48	167	347.9%	0.4%
上記以外の国	2,325	703	52	4,503	217	4.8%	0.5%
合計	125,999	65,156	53,757	41,728	42,217	101.2%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	前年比	構成比
特許権		0	0	2	2	1	50.0%	0.0%
		0	0	8,457	502	70	13.9%	0.2%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		3	3	5	23	51	221.7%	2.3%
		23,873	645	4,036	10,651	11,100	104.2%	26.3%
商標権		4,485	3,811	2,799	3,164	2,101	66.4%	94.3%
		100,093	61,746	39,368	28,406	26,383	92.9%	62.5%
著作権		61	69	58	37	75	202.7%	3.4%
		2,028	2,765	1,896	2,164	4,664	215.5%	11.0%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示	0	0	0	0	0	—	—
	混同惹起品	0	0	0	0	0	—	—
	著名表示	0	0	0	0	0	—	—
	冒用品	0	0	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
	営業秘密	—	—	—	0	0	—	—
	侵害品	—	—	—	0	0	—	—
	技術的制限手段	2	0	0	2	0	全減	—
無効化装置	5	0	0	5	0	全減	—	
合計		4,530	3,865	2,845	3,211	2,184	68.0%	100.0%
		125,999	65,156	53,757	41,728	42,217	101.2%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	前年比	構成比
衣類	1,773	1,293	630	863	833	96.5%	31.4%
バッグ類	1,136	1,025	1,013	976	459	47.0%	17.3%
靴類	346	241	207	457	288	63.0%	10.9%
携帯電話及び 付属品	243	214	329	225	144	64.0%	5.4%
運動用具	1	45	36	28	110	392.9%	4.1%
時計類	139	179	162	201	108	53.7%	4.1%
帽子類	65	53	49	99	106	107.1%	4.0%
コンピュータ 製品	96	278	248	288	101	35.1%	3.8%
布製品	11	27	35	41	67	163.4%	2.5%
身辺細貨類	95	137	50	81	65	80.2%	2.5%
医薬品	435	170	75	43	50	116.3%	1.9%
電気製品	44	21	19	22	50	227.3%	1.9%
ベルト類	102	79	47	49	42	85.7%	1.6%
家庭用雑貨	24	39	29	35	41	117.1%	1.5%
自動車付属品	42	52	41	44	36	81.8%	1.4%
上記以外の品目	471	546	211	196	153	78.1%	5.8%
合計	4,530	3,865	2,845	3,211	2,184	68.0%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	前年比	構成比
衣類	8,098	6,938	3,019	3,346	9,633	287.9%	22.8%
家庭用雑貨	546	928	395	430	5,685	1322.1%	13.5%
電気製品	24,961	920	725	10,497	4,357	41.5%	10.3%
バッグ類	4,052	3,265	2,927	2,339	3,181	136.0%	7.5%
布製品	38	384	350	169	2,538	1501.8%	6.0%
煙草及び 喫煙用具	9	27	2	2	2,213	110650.0%	5.2%
携帯電話及び 付属品	10,684	4,435	5,691	4,165	2,186	52.5%	5.2%
身辺細貨類	1,708	1,870	538	666	1,901	285.4%	4.5%
医薬品	14,527	6,312	3,209	1,418	1,879	132.5%	4.5%
自動車付属品	1,724	2,819	6,975	1,780	1,227	68.9%	2.9%
運動用具	3	607	424	338	667	197.3%	1.6%
時計類	525	729	291	565	662	117.2%	1.6%
文具類	1,024	143	265	52	645	1240.4%	1.5%
靴類	2,938	3,245	442	1,059	489	46.2%	1.2%
コンピュータ製品	3,665	1,374	9,297	1,390	456	32.8%	1.1%
上記以外の品目	51,497	31,160	19,207	13,512	4,498	33.3%	10.7%
合計	125,999	65,156	53,757	41,728	42,217	101.2%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	前年比	構成比
郵便物	4,364	3,693	2,716	3,048	2,007	65.8%	91.9%
	87,795	56,096	30,300	22,294	18,342	82.3%	43.4%
一般貨物	166	172	129	163	177	108.6%	8.1%
	38,204	9,060	23,457	19,434	23,875	122.9%	56.6%
合計	4,530	3,865	2,845	3,211	2,184	68.0%	100.0%
	125,999	65,156	53,757	41,728	42,217	101.2%	100.0%

(注 1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注 2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品（保護対象）は

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、*回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）です。

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

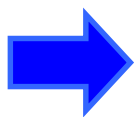
- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ①の2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、第 108 条の 4 第 2 項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。